

第2号議案

令和3年度事業実施計画（案）

（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

建設業労働災害防止協会三重県支部

I、事業運営の基本方針

日本経済は全体として緩やかな回復を続け、建設業界においては概ね良好な事業環境が継続していましたが、新型コロナウイルスによる感冒・肺炎の世界的流行が発生し、経済活動はおろか社会生活、生存基盤が脅かされる状況となりました。新型コロナウイルス感染症の発生から1年以上経過しましたがその猛威は衰えず全世界で約1.5億人が感染し死者も300万人を超えています。日本でも3度目の緊急事態宣言が発せられ60万人以上が感染し、死者も1万人を超えていました（5月5日現在）。ただ、ワクチンが緊急開発され接種を急ぐ動きも見られ、終息への道筋も少しは見えてきました。この流行が一刻も早く収まることを願うばかりです。

ところで、昨年の全国建設業の労働災害は、死亡災害、死傷災害共に小幅に減少しました。また、昨年の三重県下の建設業の労働災害は死亡災害が前年比2名増加の7名、死傷災害が前年比29名減少の251名となりました（1月末速報値）。

このような状況下、国の基本政策である国土強靭化を担う建設業界は、社会の期待に応え、工期の厳守、品質確保はもとより、作業者の安全・安心を確保し、快適な作業環境を構築維持し、労働災害撲滅を目指さなければなりません。

そのため、本年度も各事業所において、労働安全衛生管理活動の整備と強化を活発化し、作業の安全化、安全衛生教育の着実実施、さらなる安全衛生点検の実施と設備保守管理の強化等を図る必要があります。

当支部は、本年度もこれら労働安全衛生の重点施策について具体的な労働災害防止活動などの普及・定着を図ることにより、会員各位とともに労働災害撲滅を目指す所存であります。

また、志を同じくする会員の確保、増加に努め、関係講習開催により資格者を1名でも多く育成し、各工事現場の無事故・無災害に寄与するよう努めてまいります。

さらに、本年度は、厚生労働省から示された「第13次労働災害防止計画」及び、建設業労働災害防止協会本部策定の「第8次建設業労働災害防止5ヶ年計画」の4年目に当あたり、計画の目標である「三重県下の年間死亡災害

ゼロ、死傷労働災害262人以下」を目指し、従来から実施している講習の充実に加え、会員事業場のニーズに則した講習を充実させる事と致します。

II、主要事業の概要

1、新規会員の確保の為の広報活動

過去の労働災害を分析すると、非会員事業場における発生率が高く、建設業全体の労働災害防止活動のレベルアップの構築に向けて、会員の確保、増加に努める必要があります。従って

(1) リーフレット(本部作成)の配布

(2) 行事等での広報活動の強化

等の方法により新規会員確保を図ります。

2、安全衛生大会の開催

会員事業場の安全衛生管理担当の利便性の向上を図るため、労働安全衛生行政の動向を始めとする安全衛生情報を提供するとともに、効果的な安全衛生管理ノウハウの共有化を図ります。

(1) 三重県産業安全衛生大会の開催(10月6日、津)

(2) 全国建設業労働災害防止大会の開催(10月7、8日、京都)

3、労働災害防止のための週間・月間行事等の実施

建設工事は、本店事務所から離れた場所での作業が多く、当該工事関係者以外の管理者が建設工事現場を安全点検する機会は少ないのが実情です。

そこで、経営トップ等が、工事現場の工程管理、品質管理等と併せて自ら安全衛生点検を実施し労働災害防止に役立てて頂ける安全週間等の行事を実施します。

(1) 全国安全週間の行事の実施(7月1日～7月7日)

(2) 全国労働衛生週間の行事の実施(10月1日～10月7日)

(3) 建設業年末年始労働災害防止強調期間の行事の実施

(12月1日～1月15日)

(4) 建設業年度末労働災害防止月間の行事の実施

(3月1日～3月31日)

(5) 「死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動」に参加

(1月1日～12月31日)

4、技能講習等の開催

技能講習には、作業主任者と就業制限の2種類があります。両講習開催を通して、作業従事者のリーダー並びに技能者の育成を図ります。当該講習修了者が担当する工事で無事故・無災害が確保されるよう、質の高い具体的な安全管理、作業方法、環境管理等の改善指導を盛り込んだ講習の実施を推進します。